

パブリックコメント制度の概要

○ パブリックコメント制度とは

市が重要な計画や条例などを策定するときに、その案を公表して意見の募集を行い、市民の皆様から寄せられた意見を考慮をして最終的な意思決定をするとともに、意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

○ 制度の趣旨

市民の市政への参画の機会を拡充し、市民との協働による市政を推進するためには、政策の形成過程の段階から市民と情報を共有し、市民の意見を政策決定によりの確に反映する仕組みをつくる必要があります。

そのため、その有効な手法としてパブリックコメント手続を制度化するものです。この制度の導入により、市民の皆様の市政参加の機会を提供するとともに、市政についての説明責任を果たし、政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図ります。

○ 制度の対象となるもの

市が次の施策の案を策定する際にパブリックコメント手続を実施します。

◇ 市の基本的な政策や、各行政分野の基本的事項を定める計画及び条例の案

◇ 広く市民に義務を課すものや権利を制限する内容の条例の案

* 迅速、緊急を要するものや軽微なもの、金銭の徴収に関する規定は対象外とします。

* 上記には該当しない事案（規則や要綱など）であっても、制度の趣旨から見て必要と考えられる場合は、手続を実施するものとします。

○ 案の公表とご意見の募集

上記の事案について最終案の決定を行う前に、その素案と関係資料を公表し、案に対する意見を募集します。（市のホームページへの掲載、実施担当課での閲覧又は配布）またその際に、意見の提出方法や提出先などの詳細も掲載します。また、必要に応じ、広報かつうらにパブリックコメントを行う旨のお知らせをするなど、周知に努めるものとします。

○ 意見の提出方法

担当課への書面の持参、郵送、FAX、電子メール等により意見を受け付けます。意見の提出の際には氏名及び住所等の記載をお願いすることとします。

○ 意見を提出できる方

市内に住所があるか、市内に通勤又は通学している方、その他パブリックコメントを実施している事案に利害関係を有している方（法人その他団体を含む）が、意見を提出できます。

幅広く有益な意見を求め、市の政策決定に反映するという制度の趣旨から実際の運用にあたっては意見を提出できる方の範囲をなるべく広くとらえることとします。

○ 提出された意見の取り扱い

市では、提出された意見を考慮しながら、政策案等の最終決定を行います。

また、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。意見を踏まえて当初案を修正した場合は、その修正内容と修正理由を併せて公表し、修正しなかった場合もその理由を明らかにします。これらは、案の公表時と同様の方法にて行います。ただし、意見をいただいた方に対して直接個別には回答いたしませんので、ご了承ください。

○ パブリックコメント制度における個人情報の取り扱いについて

皆様からのご意見の公表は、個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある情報等、公表することが不適切な情報（勝浦市情報公開条例第 6 条各号に規定する情報）を除いたものにて行います。個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載しません。また、ご意見・氏名・住所等の記載をお願いするのは、以下の理由によります。

- ① 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること。
- ② パブリックコメント制度は、本市に在住・在勤・在学の方などを対象としていること。